

金融危機対応の経緯について

- ★ リーマンショック発生（08.9.15）
- ★ 民主党金融対策チーム発足（08.9.16）
 - （1）金融危機対応（08.10.15）、座長談話（08.10.27）
 - （2）行動プラン（08.12.24）、政調会長・座長談話（08.12.24）、5原則（09.1.7）
 - （3）緊急資金繰り対策（09.3.6）、年度末に際しての基本認識（09.3.27）
 - （4）フォローアップ対策（09.4.28）
 - （5）貸し渋り・貸し剥がし対策法案参議院提出（08.12.29）
- 緊急信用保証制度の導入（中企庁）（08.10.29）
- 金融検査マニュアル・監督指針の改訂（金融庁）（08.11.7）
- 自己資本比率規制の一部弾力化（金融庁）（08.11.7）
- 企業金融支援特別オペ（日本銀行）（08.12.2）
- 日本政策金融公庫の危機対応業務の発動（財務省・中企庁等）
（08.12.11）
- 金融機能強化法の改正（金融庁）（08.12.12）
- CP・社債・株式の買入（日本銀行）（08.12.19、09.1.22、09.2.3）
- 銀行等保有株式取得機構の活用（財務省、金融庁）（09.3.4）
- 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施（金融庁）
（09.3.10）
- ★ 総選挙に向けた各党マニフェスト
- ★ 鳩山内閣発足（連立政権政策合意）（09.9.16）
- ★ 今次法案の検討開始（09.9.29）

「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討について

平成 21 年 9 月 29 日
金融庁担当政務三役

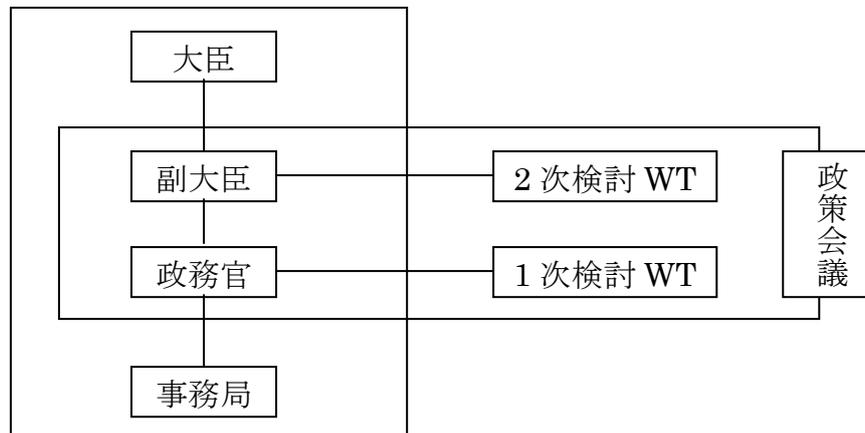
日本経済は依然として厳しい環境下にあり、企業金融についても政策的対応が必要な局面が続いている。こうした認識の下、金融庁としては、関係省庁と連携しつつ、「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討を行う。

既往の対策の実情を精査するとともに、新たな対策としてどのようなことが可能かを検討する。年末越えの資金繰り対策が急務であるうえ、企業金融の逼迫は雇用にも影響を与えることから、臨時国会までに成案をまとめることを目指す。そのうえで、内閣の方針に基づいて臨時国会に対応する。

1. 今後の検討プロセス

別紙のメンバーでワーキングチーム（WT）を設置し、1次検討は来週初（10月5日）、2次検討は来週末（9日）を目標に作業を進める（作業イメージは下図参照）。

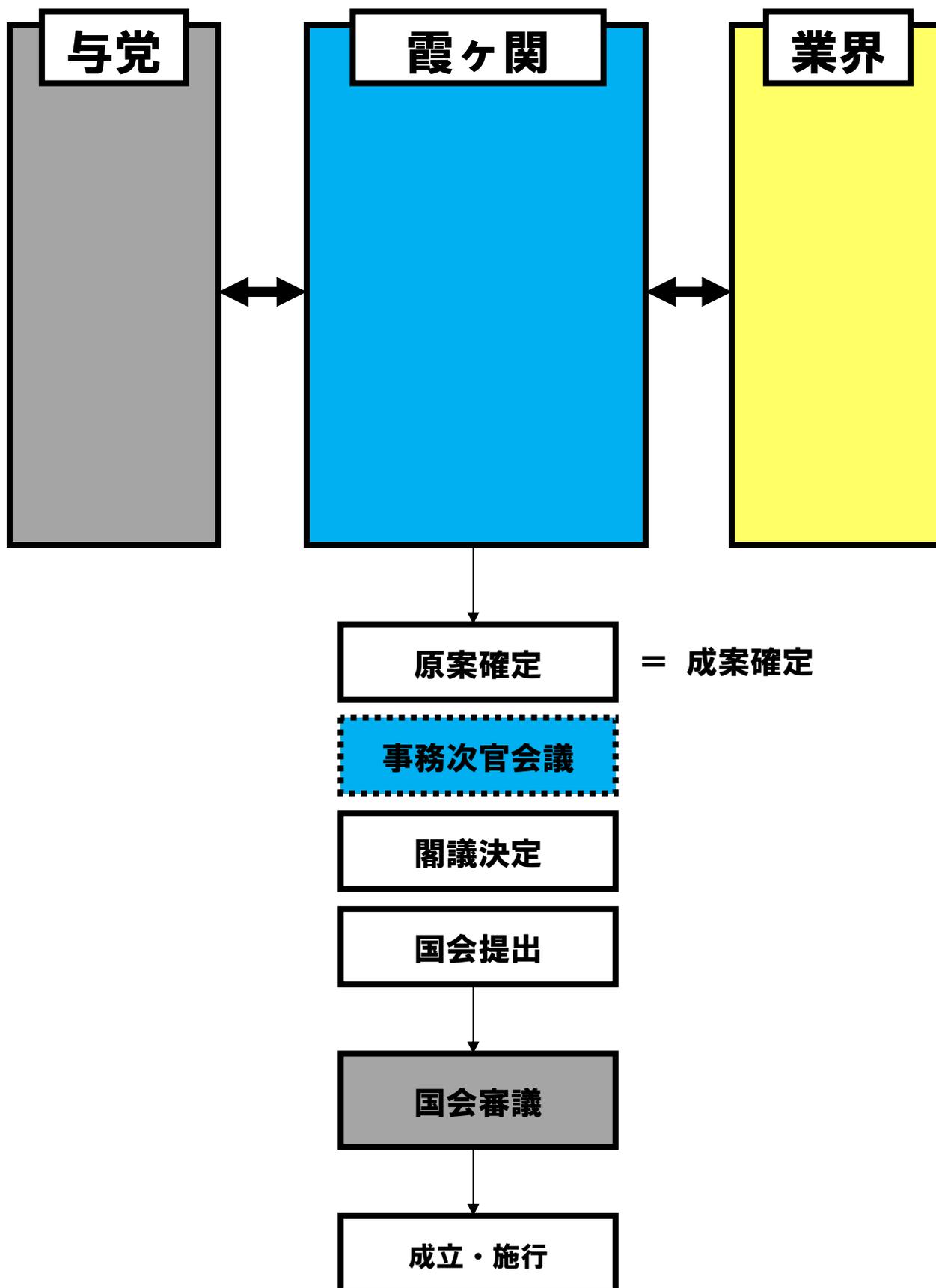
政策会議での意見聴取、大臣報告、閣僚委員会等を経て成案をまとめ、内閣の方針を受けて法制化等の所要作業を行う。この間、副大臣、政務官を中心に、各種経済団体、金融界からも適宜ヒアリングを行う。



2. 検討ポイント

昨年末の提出法案（第 170 回国会、参第 13 号）をベースとしつつ、金融検査マニュアル・信用保証・制度融資・企業再生支援機構等の他の法制・政策との連携を図る。また、金融界の業態ごとの動向や、短期・中長期、証貸・手貸等の融資類型ごとの実情に応じた対応を図り、業界・業態の自主的な対応とシナジー効果を発揮し得るような検討を行う。

5 5 年体制下での法案検討の流れ



「貸し渋り・貸し剥がし対策法案（仮称）」検討の流れ

